

1) 以下は、第10回部会時点での私見である。総則と各側とのクロスレファレンスを念頭に置いて、かなりのラフスケッチだが、法案の第一章、第二章、第三章についてアウトラインを示した。今後の議論によつて、この私見と試案は勿論変更しうる。

2) 総則(第一章)では、従来議論されなかった論点として、「積極的措置」の規定を加えるべきと思われる。「積極的措置」の義務とは、「障害者個人」による具体的な訴えが生じていない段階において、「障害者全般」の機会均等と社会参加を積極的に前進させるために積極的な措置を講ずる法的義務をいう。その意味で、これは事前の措置と呼ぶことができる。この義務の過怠は、個人の請求権を生じさせるものではない。この法的義務の履行状況を適切にモニタリングする仕組みが必要となる。

3) 第二章以下の各章は、個々の規制分野を扱う。各章では、たとえば①「労働」、②「教育」、③「物品・サービス」、④「情報・通信」、⑤「建物・交通」、⑥「公的制度」等に分けて、個々の規制分野を取り上げるべきである(参政権と司法アクセスは「公的制度」の中で取り上げている)。各章相互に内容的に重複する部分が生じうるため、各章の調整規定を設ける必要がある。

4) 第二章以下の各章では、「差別禁止事項」「合理的配慮」「過重な負担」「積極的措置」の4つを軸に、ある程度の内容を規定すべきである。さらなる具体的内容は、命令等で定めることが考えられる。

## 第一章 総則

### 第一条 目的:略

第二条 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。次に掲げる場合も、「障害」とみなす。

- 一 過去の障害の経歴がある場合
- 二 障害が将来生ずる可能性がある場合
- 三 障害があると他者からみなされている場合
- 四 外貌に損傷がある場合(活動制限の有無を問わない。)

3 「障害を理由とする差別」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 不均衡待遇
- 二 合理的配慮を行わないこと

4 「不均衡待遇」とは、障害又は障害に起因する事由に関連する取扱、規定、基準又は慣行の存在又は適用が、平等な機会の享受を妨げ又は不利益を与える場合をいう。ただし、その目的が正当であり、その目的を達成するうえで、必要かつ適切な手段である場合はこの限りでない。

5 「合理的配慮」とは、障害者又はその関係者が他の者と平等な機会を享受することができるように、その者の要求に応じて現状を変更することをいう。ただし、加重的負担が生じる場合は、この限りでない。

第三条 何人も、障害を理由とする差別を受けない。

第四条 ○○は、障害者の平等な機会の享受を妨げ又は障害者に不利益を与える現状を全般的に改善するための継続的な事前の積極的措置(以下、「積極的措置」という。)を障害の種別を考慮に入れて講じなければならない。積極的措置は、次に掲げる事項を含む。

- 一 規定、基準又は慣行の変更
- 二 物的障壁の除去
- 三 補助手段の提供
- 四 教育、啓発及び研修の実施

### 第五条 国の責務

### 第六条 地方公共団体の責務

## 第二章 労働

第七条 事業主は、次に掲げる事項について、障害を理由とする差別をしてはならない。

- 一 労働者の配置、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付その他これに準ずる福利厚生措置(厚生労働省令で定めるもの)
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新
- 五 雇用に関係する他の事項

第八条 本章において合理的配慮は、次に掲げる行為を含む。

- 一 障害者の職務遂行を妨げる規定、基準又は慣行の変更
- 二 障害者の職務遂行を妨げる物的障壁の除去
- 三 障害者の職務遂行上必要となる補助手段の提供

第九条 本章において過重な負担は、次に掲げる場合をいう。

- 一 業務の本質を変更する場合
- 二 金銭上過重な負担になる場合
- 三 安全上危害が生ずる場合

第一〇条 事業主は、次に掲げる事項について積極的措置を講じなければならない。

- 一 障害者の職務遂行を妨げる規定、基準又は慣行の変更
- 二 職務遂行を妨げる物理障壁の除去
- 三 職務遂行上必要となる補助手段の提供
- 四 教育、啓発及び研修の実施

第一一条 事業主に対する国の援助

## 第三章 公的制度

第一二条 何人も、刑事手続、民事手続その他司法の関係手続において、障害を理由とする差別を受けない。

2 刑事手続、民事手続その他司法の関係手続における合理的配慮は、次に掲げる行為を含む。

- 一 ○○
- 二 ○○

3 刑事手続、民事手続その他司法の関係手続に携わる者は、次に掲げる事項について積極的措置を講じなければならない。

- 一 ○○
- 二 ○○

第一三条 何人も、政治参加(投票、立候補、結社、選挙運動、議員活動等)に関して、障害を理由とする差別を受けない。

2 政治参加における合理的配慮は、次に掲げる行為を含む。

- 一 ○○
- 二 ○○

3 政治参加の関係手続に携わる者は、次に掲げる事項について積極的措置を講じなければならない。

- 一 ○○
- 二 ○○